

建築基準法 別表第二

(い)	第一種低層住居 専用地域内に建 築することができる 建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 住宅</li> <li>二 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの のうち政令で定めるもの</li> <li>三 共同住宅、寄宿舎又は下宿</li> <li>四 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの</li> <li>五 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>六 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</li> <li>七 公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第六項第一号に該当する営業(以下この表において「個室付浴場業」という。)に係るものを除く。)</li> <li>八 診療所</li> <li>九 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める 公益上必要な建築物</li> <li>十 前各号の建築物に附属するもの(政令で定めるものを除く。)</li> </ul>
(ろ)	第二種低層住居 専用地域内に建 築することができる 建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 (い)項第一号から第九号までに掲げるもの</li> <li>二 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち 政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が百 五十平方メートル以内のもの(三階以上の部分をその用途に供す るものを除く。)</li> <li>三 前二号の建築物に附属するもの(政令で定めるものを除く。)</li> </ul>